

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 最高裁決定をふまえただけに外部模試を是正すべき

「まだ最高裁がある」

日立二高教諭の竹中洋子さんが外部模試監督のための出勤途上の傷害の公務災害補償を求めた裁判で、二審の東京高等裁判所で逆転敗訴（2011年3月17日）した地方公務員災害補償基金は、最高裁判所に上告受理申立をおこなった際の理由書で次のように述べた。

原判決〔高裁判決〕は、週休日における業者テストの監督業務を公務であるとしたが、これは、地方教育行政の実務における解釈・運用と180度異なるものであり、原判決が地方教育行政の実務に及ぼす影響は大きい。本上告受理申立ては、この1点に絞って、最高裁の判断を求めるものである。

180度異なり、及ぼす影響は大きい！これは決して大袈裟ではない。地公災基金理事長橋本勇は、一審水戸地裁の裁判では被告・地公災基金の訴訟代理人として活動中、依頼人の被告・地公災基金の理事長に就任した（2010年4月1日）。平河法律事務所の橋本勇弁護士が、ご近所の「平河町森タワー」ビルに入居している地公災基金本部の理事長になった。まさか自分で自分の訴訟代理人をするわけにもいかないで地公災基金の代理人を退任した。その2週

間後無事に勝利判決を勝ち取った（4月15日）。裁判の方は、自分が所長をつとめる東京平河法律事務所の羽根一成弁護士に担当させておいたのだが、二審の東京高裁でまさかの逆転敗訴判決を受けてしまったのだ。

橋本勇弁護士（67歳）は、大学在学中に国家公務員上級職試験と司法試験の両方に合格し、いったん自治省に勤務したのち退職して弁護士となり、国や自治体が訴えられた行政訴訟の訴訟代理人として幾多の勝利判決を勝ち取った。同時に地方公務員行政を統括管理する自治省出身の弁護士として、全国の人事行政担当者向けの著述や弁護士向けの講演などで活躍している。著書『逐条地方公務員法』（学陽書房）は、公務員人事行政の基本文献として、揺るぎない評価を受けている。

しかし、一審で代理人をつとめた裁判で敗訴するようになるとなれば、基金理事長の座にはいられない。行政当局御用弁護士の中心的存在としての輝かしい経歴も一瞬で水の泡となる。これが悲壮感すらただよわせる上告受理申立理由書の個人的背景事情である。

通常であれば申立てから間を置かず通知する不受理決定を1年半も引き延ばし、基金理事長の任期満了（2012年11月30日）まで待ってやったのが、大御所橋本勇

に対する最高裁事務局のせめてもの気遣いなのだろう。

### 地公災基金の完全敗北

地公災基金茨城県支部長の橋本昌は、決定から1週間後の1月24日に「コメント」を発表した。真摯に受け止め、今後とも適切な行政手続きに努めたい。不適切どころか違法な処分として取り消されたので反省し、今後は適切で適法な行政手続きをいたします、と言うべきところ、あまり真摯さを感じさせないコメントだ。しかし謝罪しただけでもよしとすべきで、「校務外」と書いて違法処分のそもそもの原因を作り、長年にわたって竹中さんを苦しめ続けた県教育委員会には反省のかけらもないようだ。

口先とは裏腹の真摯さを発揮し、地公災基金支部は最高裁決定から週休日2日を含むわずか5日後の1月22日、竹中さんの「公務災害認定」の行政処分をおこなった。地公災基金支部長の橋本昌とは、茨城県知事の橋本昌（68歳）であるが、彼はたんなる「充て職」として県支部長の座にいない。橋本昌は橋本勇と同じ1969年に自治省に入省し、課長職（県庁でいえば部長級）にあった1993年、たまたま茨城県知事竹内藤男が県庁舎建設にからむ汚

【2面左につづく】

## パワハラ加害者の校長が生徒の安全を無視する学校運営

ハラスメントを隠蔽する県教委

本紙第1055号～第1059号において、取手第一高校で実際にあったモラル・ハラスメント事例について見てきた。

複数の男性教員（教頭、教諭）らが講師の女性をたびたび長時間にわたって難詰し、ときに密室で数人で取り囲んで屈服させたほか、非礼な言葉遣いをしたうえ、ついには生徒の面前で罵倒するなどして、授業方法やホームルーム指導に関する事項で話し合いの域を超えた強要を繰り返した。

校長はある段階からこれらについて認識し、講師から直接訴えをうけていたにもかかわらず、所属職員に対する監督責任（学校教育法第37条他）を果たさなかつただけでなく、最後には単独で、あるいはこれら教員らとともに、講師に対するモラル・ハラスメントを繰り返し、精神的ショックで出勤不能状態にいたらしめ退職へと追い込んだ。

この件は所属の全教職員に対する監督権限をもつ所属長の非違行為であって、校内で是正措置をとることは不可能であったため、茨城県高等学校教職員組合は校長に対する人事上の管理権限をもつ茨城県教育委員会（教育庁高校教育課）に事情を説明し、ただちに措置をとるよう求めた。

高校教育課が対処方針について「慎重」に検討を続けて、校長に対する具体的措置に手間取るなか、1月中旬、同校で校長



取手一高付近の道路状況（1月15日 午前10時20分）

の不適切な学校運営に起因する重大事故が発生した。

### 大雪対応を怠る

1月14日から15日にかけて、関東から東北の太平洋側で大雪となり、県内では凍結した路面で転倒したための急性硬膜下血腫による死者1人（境町）のほか、約100人の負傷者が出た。

降雪中の14日（成人の日・月曜）の時点で、多くの小中高校が翌日の始業時刻の繰り下げを決定し、保護者・児童生徒への連絡をおこなった。ところが、取手第一高校の校長は14日夜の時点で「公共交通機関が動けば通常通り実施する」と決定して教頭（複数配置）に指示した。他の教職員、保護者・生徒への連絡は一切おこなわなかった。翌15日（火曜）になり、校長

は教頭との電話で、「通常通り実施する」ことを再確認し、自分はJR常磐線で出勤した。この日も教職員、保護者・生徒への連絡は一切おこなわなかった。

### 生徒・教員の約4割が遅れる

8時30分の時点で出勤していた教職員数の記録が存在しないのははっきりしないが、教育職員60余名中、15人から雪のため遅れるとの連絡があったほか、あわせて20名以上が出勤していなかった。国道6号線は上り線が終日極度に渋滞し、とくに午前中はほとんど車が進まない状態だった。

朝会で、校長は「9時15分から短縮45分授業で午前の授業をおこなう〔午後は通常どおり〕」と指示したうえで、次のよ

【2面右につづく】

## 【1面左・外部模試記事・つづき】

職発覚で辞職したため、茨城県自民党によって知事選挙候補者に選ばれて知事となり、以来基金支部長を勤めている。

地公災基金の県支部といっても独立した組織と人員をもつ機関ではない。県庁職員の福利厚生を担当する県総務部職員課が地方公務員共済組合茨城県支部の看板とならべて地公災基金茨城県支部の看板を出して活動する名目上の組織である。これら47都道府県庁と20政令指定都市役所の支部を統括するのが地方公務員災害補償基金本部である。そしてこの地公災基金本部を直接かつ絶対的に指揮するのが、両橋本の古巣の旧自治省すなわち現在の総務省である。

(1991年に古河三高教諭の大林広正さんが校内球技会中に死亡した件では、当時の自治省行政局公務員部が基金本部を直接指揮し、自治省から派遣されていた茨城県総務部長が、渋る総務部次長〔川俣勝慶=のちの県教育長〕をねじ伏せて「公務外」とした。この時の自治省の担当係長が、その後たまたま宮崎県総務部長に赴任中、適当な人物が見当たらず困っていたそのまんま東に指名されて副知事になり、そのまんま東がやめたあとの宮崎県知事になった河野俊嗣〔48歳〕である。なお大林さんの公務外認定は、その後基金茨城県支部審査会の裁決により、違法処分として取り消された。)

地公災基金は下級審で敗訴した場合、逆転の自信があれば控訴・上告するが、そうでなければそのまま敗訴判決を確定させる。べつに被災職員や遺族のためにそうするのはではない。下級審での敗訴と最高裁での敗訴では持つ意味が全く異なるからだ。その意味で今回

の上告受理申立はまさに異例で、冷静に考えれば止めておくべきところなのに可能性の低い再逆転に賭ける愚行に及んだ。敗訴すれば今後国の公務災害補償制度の根幹を180度変えなければならず、万が一に賭けて傷口を大きくした。

## 180度転換する地方教育行政

しかも、ことは公務災害補償制度の範囲にとどまらない。上告受理申立書をもう一度見よう。

地方教育行政の実務における解釈・運用と180度異なるものであり、原判決が地方教育行政の実務に及ぼす影響は大きい。

上告受理申立は不発に終わり、「地方教育行政の実務の解釈と運用」を180度変えなければならないことになった。さて、「地方教育行政の実務」とは具体的に何をさすのだろうか？

日立二高の模試の「実務の解釈と運用」や、茨城県の県立高校の模試の「実務の解釈と運用」を「180度」変更するというレベルの話ではない。その程度なら「地方教育行政の実務に及ぼす影響は大きい」とまで言うはずがない。47都道府県と20政令指定都市を含む1719市町村のすべての教育委員会は、週休日に従事させている条例違反のさまざまな業務についてのこれまでの方針を全部放棄し、それとは「180度」ことなる方針に変更しなければならない。これが本件裁判の帰結である。

## ただちに模試監督業務の是正を

茨城県教育委員会が当面しなければならないのは、もちろん外部模試監督業務の是正である。

条例が認める4つ（非常災害、

実習、修学旅行その他学校の行事、職員会議。臨時または緊急の場合に限る）以外の仕事で休日出勤させた場合に、違法な勤務命令による時間外勤務の事実を隠蔽するため、出勤簿への押印を禁止するよう命じてきた川村等前総務課長・元義務教育課課長補佐（現教育次長）は、ただちに学校の給与事務担当者のバイブル『給与事務の手引』の記述を訂正し、出勤しても押印させないのではなく、違法な出勤をさせないようにしなければならない。

校長の違法な職務命令のもとに模試監督業務がおこなわれている事実を隠蔽するために、教育公務員特例法第17条による「教育に関する兼職」という虚構をでっち上げるよう全校長に命令した小田部幹夫元高校教育課人事担当課長補佐（現教育次長）は、指示を撤回し、ただちに週休日における模試監督業務を禁止する措置をとらなければならない。

外部模試の実施形態は、学校から完全に分離した純然たる「業者テスト」にしなければならない。ベネッセは、これまで何十年も教員を休日にタダ同然で働かせて膨大な利益をあげてきたが、もはやこれまでだ。最高裁決定に従い今後は自前で人員を確保しなければならない。利益率は多少下がるだろうが当然だ。もし試験会場の確保が困難だというなら、そのときには学校の建物の使用許可をもらえば良い。万一ベネッセが、従業員が監督する模試を実施できないと言う場合には（ベネッセにとっては自殺行為）、一時的に、学校として平日の勤務時間内に模試を実施するほかないだろう（本紙第961号、第962号参照）。☞

## 【1面右・大雪記事・つづき】

うに述べた。

「センター試験などでも公共交通機関が動けば平常通り実施されるので、そうしたことを念頭に置いて生徒にも行動する習慣をつけてほしいとも考えている。」

JR常磐線は運行していたが、路線バスは大幅に遅延していた。国道6号線の渋滞のため、それと接続する県道なども軒並み渋滞していた。あちこちの交差点や坂に雪で動けなくなった車が放置されているなど、大雪による著しい交通障害が起きていた。「雪でバスがこなかった」として欠席した生徒もいた。

大学入試センター試験は、「公共交通機関の遅延などで試験開始時刻に遅刻した場合は、遅延証明などにより追試験の申請が可能」という仕組みになっているようだが、この日、JR常磐線は運行していたものの「公共交通機関」である路線バスやタクシーは大幅に遅延していた。もしこのような「7年ぶりの大雪」が、あと4～5日遅れて今年のセンター試験当日となっていれば、ほとんどの試験場が鉄道の駅から離れている本県の場合、「平常通り実施」は到底不可能だろう。通常通りの登校を求めたことを、まるでセンター試験対策のための教育的配慮であるかのごとく言うのは、まったく的外れである。

大部分が自家用車通勤である教職員のなかには4時間かけて出勤した人（遅刻）や、途中で車を降り徒歩で出勤した人（遅刻）、まったく車が進まないの

出勤を断念した人（欠勤）、もいた。8時40分時点での生徒の登校率は62%、9時10分時点では71%だった。相当数の教員が不在のまま授業が開始され、一部の授業は「自習」とされた。

## 車に57メートル引きずられる

そこへ、登校途中の生徒が交通事故にあったとの知らせが届いた。のちに明らかになったところによると、JR牛久駅近くの交差点で横断歩道を歩行していた女子生徒が、左折してきた乗用車に衝突され仰向けに倒れたが、乗用車の運転手はそれに気づかず、前部のバンパー下端に生徒を引っ掛けた状態でそのまま走行し続けた。たまたま通りかかった同級生の女子生徒が大声で叫んで運転手に知らせ、57メートル走行した乗用車をかろうじて停止させた。

救急搬送された病院での各種検査の結果、脚などに擦過傷を負っていた。もし、バンパーより奥のエンジン下部まで入っていれば、車体と道路との間隔は15cm程度しかないので死亡事故になっていた可能性が高い。命をとりとめたとしても全身を著しく損傷する悲惨な事故となっていたに違いない。

## 責任をまったく感じない校長

翌日の朝会で校長は、「昨日交通事故が1件あった」とだけ述べた。当初、引きずられた距離は10メートルとされていたが、そのことも含めて具体的な説明は一切なかった。事故の状況を知っているのは一部に限られ、教職員全体への説明はおこなわれなかった。

2週間後の「運営委員会」（「主任・部長」等の会議）で、「始業時刻の繰り下げや休校などの措置をとらなただけでなく、前日と当日、生徒・保護者と教職員に対する電話連絡等を怠ったのは失当」と指摘された校長は、憤然として言い放った。

「逆に聞かすが、始業時刻を遅らせていれば、事故は起きなかったというのか。」

生徒は通常通りの時刻に登校しようとして7時55分に事故にあった。

57メートルも歩行者を引きずって気づかない運転には、いささかも弁明の余地はないが、除雪されていない道路を走行していたため振動と摩擦音が激しく、歩行者に衝突して引きずっている異常に気づけなかったのかもしれない。たまたま積雪時に事故がおきたのではない。積雪と重大事故には因果関係があったと言うべきだろう。

登下校の際の安全性という点では、歩道や路側帯の状況に留意する必要がある。歩道の除雪はほとんどされておらず、歩行は困難で危険である。取手一高では113名（16%）の生徒が自転車通学しているうえ、自宅から常磐線等の最寄り駅までの自転車使用者も多い（人数不明）。積雪時の自転車運転は、歩行以上に危険であり、学校としては積雪下での登下校を回避するよう配慮すべきだろう。

生徒の安全確保という絶対的至上命令を閑却し、的外れの思考によって、あえて危険な状態での登校を強いて生徒の生命を危険にさらした校長の責任はきわめて重い。☞